

◎議長（菅野修一議員）

皆さん、大変ご苦勞様でございます。

出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第21号によって進めます。

日程第1、認第1号「令和4年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第7、認第7号「令和4年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」までの7案件を一括議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。決算特別委員長。
〔決算特別委員長 鈴木由美子 議員 登壇〕

◎決算特別委員長（鈴木由美子 議員）

今定例会において、当決算特別委員会に付託されました、認第1号「令和4年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」をはじめとする決算議案7案件に対する審査の過程と結果についてご報告いたします。

当委員会は、去る9月13日及び14日の2日間にわたり、議場において総括質疑を行い、市長、教育長、各行政委員会の長並びに各課長、室長の出席を求め、委員全員による委員会を開催し、監査委員より提出された各会計歳入歳出決算、及び基金運用状況審査意見書、財政健全化・経営健全化審査意見書並びに、市長から提出された各会計の歳入歳出決算書、さらに、主要な施策の成果と予算執行の実績報告書に基づき、具体的に予算の執行状況等について審査を行い、終始活発な質疑応答が展開されました。

さらに審査の慎重を期するため、2つの分科会を設置し、これに付託の上、去る14日から、それぞれの分科会において細部にわたり審査を行ってまいりました。その分科会の審査の結果につきましては、9月22日に開かれました決算特別委員会において、各分科会委員長から、それぞれ報告がなされたところであります。

この際、総括質疑における審査の概要について申し上げますが、決算特別委員会は、全議員をもって構成されておりますので、簡潔にご報告いたします。

また、細部につきましては、各分科会委員長の報告によって、ご承知置き願います。

まず、最初に長期間にわたり、膨大な資料に目を通されるなど、決算の審査に務められました監査委員のご労苦に対し、心より敬意を表するものであります。

また、令和4年度一般会計及び特別会計の形式収支、実質収支並びに、財政健全化指標等の総括事項については、各提出書類に記載されておりますので、割愛させていただきます。

最初に、一般会計の概要について申し上げます。

令和4年度決算における経常収支比率は、臨時財政対策債の大幅な減額などにより前年度よりも5.2ポイント上昇し、財政力を判断する財政力指数は、前年度より0.01ポイント減少、実質公債費比率は、公債費の増加や標準財政規模の縮小などにより前年度よりも1.0ポイント上昇しております。一方、地方債現在高の減少や積立金残高の増加に伴い、将来負担比率が10.5ポイント改善するなど、財政の健全化に向けた取り組みが伺えます。

今後は、アフターコロナにおける地域経済の回復状況、原油価格や物価の高騰による市民生活への影響などを注視しつつ、時宜を得た支援を継続していく必要があります。加えて、統合小学校建設等の大規模事業も控えているなど、財政運営は今後ますます厳しくなることが予想されます。このようなことから、大規模事業の執行に当たっては、国や県などの補助事業、地方交付税措置のある有利な地方債の活用、さらには公共施設整備等基金や雪とスイカと花笠のまちふるさと尾花沢応援基金等も活用しながら、将来にわたって健全な財政運営が維持できるよう要望したところであります。

次に、歳入歳出全体について申し上げます。

各課において、予算が適正に管理され、計画的に執行された結果、予算現額に対する歳入決算額、歳出決算額いずれの割合も、前年度より高い割合になったとの説明を受け、これを了承したところでありますが、引き続き適正な予算執行に向けた取り組みを継続されるよう要望したところであります。

次に、歳入について申し上げます。

市税の不納欠損額については、地方税法に基づき、担税能力のない方への滞納処分執行停止や、時効などによる徴収権の消滅により処理を行ったものであるとのことであり、これを了承したところでありますが、滞納額を減らし少しずつでも改善していくよう、納税相談員による相談業務の充実などにより、収納率の向上に努められるよう要望したところであります。

次に、歳出について申し上げます。

まず、第2款総務費について申し上げます。

防災行政無線整備事業について、防災行政無線の放送が聞き取りにくい方や聞き逃した方のために、専用電話番号に電話をすることで、放送内容を聞くことができる電話応答装置の老朽化に伴う更新を行ったとのことでありますが、今後とも迅速かつ確実に伝達できるよう周知を要望したところであります。

防災行政無線の戸別受信機は、自主防災会長や消防

団幹部宅及び災害危険エリアに居住する希望者に貸与したとのことでありますが、さらなる情報伝達手段の多重化として、他自治体でも導入事例のある防災ラジオを利用できないか検討されるよう要望したところがあります。

マイナンバーカード取得促進事業については、高齢者や施設入所者など、市役所に来庁することが困難な方についても、マイナンバーカードの申請手続きができるよう、職員が希望した方へ訪問し、申請事務を行ったとのことであり、これを了承したところがあります。今後もマイナンバーカードの取得促進に努められるよう要望したところがあります。

次に、第3款民生費について申し上げます。

病児・病後児保育事業については、尾花沢市保育施設保護者会連絡協議会からの要望や、市議会からの意見等、子育て世帯の高いニーズに応える形で設置しており、保育施設入所説明会や尾花沢市子育て応援情報サイト「おがぁーれ」に掲載し、利用者登録増加に向け、周知を行っているとの説明を受け、これを了承したところがあります。病児保育事業については、7市7町による山形連携中枢都市圏の連携事業として、広域的な利用ができるようになってきていることから、その周知を図っていただくことを要望するとともに、子どもの安心な居場所の提供と、市内に施設があることによる安心感等、利用者の利便性を鑑みながら、今後のあり方について検討されるよう併せて要望したところがあります。

家庭保育応援給付金事業については、男性の育児休業取得促進や、保育料の無償化といった社会情勢の変化等により、令和4年度で事業を終了したとの説明があり、これを了承したところがあります。今後も事業継続の判断については、しっかりと事業評価を行い、市民サービスの向上に努められるよう要望したところがあります。

次に、第6款農林水産業費について申し上げます。

新加工品開発事業については、尾花沢すいかのさらなるブランド化推進を図るため、年間を通して目にするができるよう、尾花沢すいかを使ったゼリー、ソルベ、雪さらりを使ったスイカのバームクーヘンなどの商品開発に取り組んだとのことであります。尾花沢ならではのお土産品は、地元で製造することに意味があるため、市内業者が製造できるように支援しながら、お土産品の開発に取り組まれるよう要望したところがあります。

就農移住者支援事業については、平成29年度から実

施してきた事業として、これまで21組24名、うち夫婦3組の就農移住実績があり、受入農家のご協力、ご尽力のおかげで、その後独立し、農業の担い手としても貢献していただいている状況との説明を受け、これを了承したところがあります。この移住定住施策については、全国でも類をみないすばらしい制度であり、取り組み内容についてなお一層前面に出していけるよう、ホームページでの情報発信の仕方を工夫されるよう要望したところがあります。

次に、第7款商工費について申し上げます。

地元購買活性化プレミアム商品券事業第27弾と第28弾について詳細な説明があり、これを了承したところがあります。市内の商店が減少している中でも、プレミアム率30%付の商品券の販売は、地元消費購買力の拡大や地域経済の活性化に資するという点で大きな意義があった事業であり、今後も財源の確保を検討しながら、市内経済が循環していくための施策として取り組まれるよう要望したところがあります。

次に、第8款土木費について申し上げます。

住宅リフォーム支援事業については、平成23年度に開始して以来、事業を継続してきた成果として、年間230件ほど利用されており、市内業者の活用によって市内における経済の活性化が図られているとの説明があり、これを了承したところがあります。過疎地域自立促進特別事業債と県補助金が充当されるなど、費用対効果の優れた事業であり、今後も引き続き事業継続に努められるよう要望したところがあります。

不良住宅除却促進事業については、危険家屋を出さないためにも、事業制度の周知に努めていくとのことであり、これを了承したところがあります。さらに、不良住宅に該当しない住宅を解体する意思がある方への支援として、令和5年度より老朽空き家除却事業を始めているとのことであり、これを了承したところがあります。

次に、第10款教育費について申し上げます。

各小学校、中学校に読書力向上推進員を配置し、読書環境の整備や読書に関する支援を行っていることの成果として、尾花沢小学校が令和5年度読書活動優秀実践校に選ばれ、文部科学大臣賞を受賞したとの説明があり、これを了承したところがあります。今後とも読書好きな子どもを育てていけるよう、継続した取り組みを要望したところがあります。

次に、簡易水道特別会計歳出について申し上げます。

一般管理費の原材料費については、令和4年1月に原田送水場にて発生した取水ポンプ故障による断水を

教訓に、断水リスクを軽減するため、現在できる最善策として予備ポンプを購入、設置したとのことでありますが、取水ポンプの点検、更新等のメンテナンスを含め、事業者との連携を図りながら、市民の安心安全な暮らしを確保されるよう要望したところであります。

以上が、特別委員会における総括質疑の概要であります。9月22日、分科会委員長から詳細にわたり審査報告がなされた事項と併せ、当局におかれましては、審査の過程で各委員から提起されましたさまざまな意見、並びに要望に対し、十分に意を配するとともに、議会の総意を今後の行財政運営に反映させるよう強く要望いたします。

自治体における財源確保は、厳しい状況であることから、自主財源の確保と行財政改革に引き続きしっかりと取り組み、限られた財源をより効率的かつ計画的に運用し、さらなる市民福祉の向上と市政の発展に努められるよう強く要望するものであります。

以上、決算特別委員会の審査の概要について申し述べましたが、付託された令和4年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算をはじめとする決算議案7案件については、全会一致をもって、いずれも原案のとおり認定すべきであるとの決定をみた次第であります。

何とぞ、当委員会の決定に対し議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

結びに、決算議案の審査に当たり、詳細なる資料を提供され、誠心誠意、説明に当たられました市当局、並びに長期間にわたり監査に臨まれました監査委員、そして真剣に審査に当たられました委員各位に対し、深く敬意を表するとともに、衷心より感謝を申し上げ、ご報告といたします。誠にありがとうございました。

◎議長(菅野修一議員)

この際、申し上げます。決算特別委員長に対する質疑ではありますが、決算特別委員会は全議員で構成していることから、これを省略いたしますので、ご了承願います。

次に、討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、採決いたします。まず、認第1号「令和4年度尾花沢市一般会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第1号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第2号「令和4年度尾花沢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第2号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第3号「令和4年度尾花沢市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第3号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第4号「令和4年度尾花沢市国営村山北部土地改良事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第4号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第5号「令和4年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、認第5号は、委員

長報告のとおり決しました。

次に、認第6号「令和4年度尾花沢市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第6号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、認第7号「令和4年度尾花沢市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決いたします。

委員長報告は、原案のとおり認定すべきとするものであります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第7号は、委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第8、「尾花沢市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙」を行います。

尾花沢市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によることとし、議長から指名したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法については指名推薦とし、議長から指名することに決しました。

まず、尾花沢市選挙管理委員会委員の選挙を行います。

尾花沢市選挙管理委員会委員に、高宮洋悦君、溝越久雄君、小野宏哉君、田村和雄君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました4名を、尾花沢市選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました4名が、尾花沢市選挙管理委員会委員に当選さ

れました。

次に、尾花沢市選挙管理委員会補充員の選挙を行います。なお、補充員の順位は指名の順と定めます。

尾花沢市選挙管理委員会補充員に、西塚政悦君、矢作由美子君、佐々木俊美君、永沢千鶴子君、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただ今指名いたしました4名を、尾花沢市選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました4名が、尾花沢市選挙管理委員会補充員に当選されました。

続いて、一般議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第9、議第63号「尾花沢市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第13、議第67号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」までの5案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、5案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第9、議第63号「尾花沢市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので終結いたします。

これより、議第63号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第63号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第10、議第64号「尾花沢市職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第64号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第64号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第11、議第65号「尾花沢市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第65号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第65号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第12、議第66号「尾花沢市個人番号カードの利用に関する条例の設定について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。
次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第66号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第66号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第13、議第67号「尾花沢市教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

この際、お諮りいたします。議第67号については、人事案件でありますので、先例により、質疑、討論を

省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第67号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

本案はこれを同意することに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第67号はこれを同意することに決しました。

この際、申し上げます。皆様方のタブレットに掲載しておりますが、市長及び産業厚生常任委員長より、「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算（第6号）」から「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について」までの3件の議案が提出されております。

お諮りいたします。これら3案件を日程第14から日程第16とし、本日の議事日程に追加いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、本議案は本日の議事日程に追加することに決しました。

これより、追加議案の上程を行います。

日程第14、議第68号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算（第6号）」から、日程第16、議案第6号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について」までの3案件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長（結城 裕 君）

今定例会に追加提案しました予算議案の概要について、ご説明申し上げます。

議第68号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算（第6号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,396万円を追加し、予算の総額を141億8,126万8,000円とするものであります。

歳出につきましては、民生費の福祉灯油購入助成事業、農林水産業費の農業集落排水事業特別会計繰出金、商工費のプレミアム商品券発行事業補助金を追加するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、県支出金の福祉

灯油購入助成事業費補助金、地域消費喚起推進事業費補助金を追加し、普通交付税により予算を調製するものであります。

議第69号「令和5年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてですが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ450万円を追加し、予算の総額を9,551万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、施設管理費の工事請負費を追加し、歳入につきましては、一般会計繰入金により予算を調製するものです。

以上が、今定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。審議の過程において、必要に応じて関係課長から説明いたさせますので、本件につきましても慎重なるご審議の上、原案のとおりご可決くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

◎議長（菅野修一議員）

次に、「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案者である産業厚生常任委員長より、提案理由の説明を求めます。産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 菅野喜昭 議員 登壇〕

◎産業厚生常任委員長（菅野喜昭議員）

どうも皆様、お疲れ様でございます。議会案を提出するに当たり、提案理由の説明を申し上げます。

議会案第6号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書」の提出について申し上げます。

本案は、令和5年請願第2号の採択を受け提案するものであります。食料、農業、農村基本法の見直しは、法案の具体化や見直しに即した基本計画の検討を前に山場を迎えております。食料安全保障の強化、再生産に配慮した適正な価格形成、その実現に向けた国民理解の醸成、行動変容、農業の持続的な発展に関する施策及び農村の活性化に関する施策など、多岐にわたる論点を踏まえた法整備、関連施策の拡充、再構築、万全な予算措置が必要であります。

以上のことから、本案件については、生産現場の声として、基本法の見直しに反映されるよう、食料、農業、農村基本法の見直しに関する意見書を、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に提出するよう求めるものであります。

本件に対し、何とぞ議員各位のご賛同を申し上げ、提案理由の説明といたします。

◎議長（菅野修一議員）

続いて、議案の審議を行います。

この際、お諮りいたします。日程第14、議第68号

「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算（第6号）」から、日程第16、議会案第6号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出議について」までの3案件の審議については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（菅野修一議員）

ご異議なしと認めます。よって、3案件の審議については委員会付託を省略することに決しました。

まず、日程第17、議第68号「令和5年度尾花沢市一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。安井議員。

◎9番（安井一義議員）

それでは、臨時特別交付金事業の福祉灯油助成事業について伺います。この事業の中で1世帯当たりということ、世帯割の支給ということになっておりますが、この平均的なニーズとかというのは確認されているのか伺います。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（吉野真広君）

本議案についての質疑でありますけれども、世帯数については860世帯を検討しております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎9番（安井一義議員）

世帯数ということでは、数字が載っていますが、人数としては1世帯当たり何人なのかなという、ちょっと回答がきたかかったんですが、この中でひとり親世帯ということ、人数が複数いるんじゃないかと思うんですけれども、その辺については一律という形での支給ということでしょうか。

◎議長（菅野修一議員）

福祉課長。

◎福祉課長（吉野真広君）

この事業につきましては、世帯当たりの支給でございますので、このようになっております。以上です。

◎議長（菅野修一議員）

安井議員。

◎9番（安井一義議員）

人数の考慮なしの、世帯でということでの支給だということですので、できれば人数の多い世帯もありますので、人数等の考慮ができればなというふうに思っ

たところでした。ただやっぱりその、子育てということで、ひとり親世帯ということで、何人かお子さんがいるところについての支給については、もう少し手厚くできるのかなというところがありましたので、質問させていただきました。以上です。

◎議長(菅野修一議員)

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第68号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第68号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第18、議第69号「令和5年度尾花沢市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議第69号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第69号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第19、議会案第6号「食料・農業・農村基本法の見直しに関する意見書の提出について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので終結いたします。

これより、議会案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、議会案第6号は、原案のとおり決しました。

重ねてお諮りいたします。ただ今、議決されました意見書の提出先及び字句の整理等については、議長に、ご一任願いたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(菅野修一議員)

ご異議なしと認めます。よって、意見書の提出先及び字句の整理等については、議長に一任することに決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。

慎重なる審議、誠にありがとうございました。

この際、市長より、発言の申し出がありますのでこれを許します。市長。

〔市長 結城 裕 君 登壇〕

◎市長(結城 裕 君)

9月定例会の閉会に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、去る9月5日から21日間にわたり、慎重にご審議を賜り、提出いたしました各種重要案件につきまして、原案のとおりご可決をいただき、厚く御礼申し上げます。審議を通して賜りましたご意見を十分尊重して、事業に取り組んでまいります。

さて、10月7日、8日には四大まつりの1つであります「尾花沢もっとまるだし未来まつり」、また、15日には「新そばまつり」が予定されております。議員の皆様方には、会場に足を運んでいただくなど、ご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、ここ最近はやく暑さが和らぎ、秋の気配も少しずつ感じられるようになりました。寒暖定まらぬこのころでありますので、議員の皆様方には、くれぐれも体調を崩さぬようご自愛いただき、市政発展に尚一層のご指導ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長(菅野修一議員)

以上で、本日の会議を閉じます。これをもって、令和5年9月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。

閉会 午後1時53分